

## 清谿園訪問介護ステーションおかめ会運営規程

社会福祉法人恵心会は、下記の運営規程によって、訪問介護事業所等を経営する。

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵心会が開設する清谿園訪問介護ステーションおかめ会（以下「事業所」という。）が行う訪問介護及び予防型訪問介護サービス・生活支援型訪問介護サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態又は、要支援状態等にある高齢者に対し、適正な事業を提供し本人及び家族の生活向上を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 訪問介護は、いつでもどこでも実施をする。支援内容、支援時間についても利用者の立場を尊重する。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称を『清谿園訪問介護ステーション「おかめ会」と称する。

### (事業所の設置)

第4条 事業所は鹿児島市山田町3801番地に事務所を設置する。

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務）
  - ・ 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとおもに、法令等において規定されている指定訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- 二 サービス提供責任者 5名（常勤）
  - ・ サービス提供責任者は、利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支



(緊急時における対応方法)

第9条 事業実施時に緊急事態が発生した場合、速やかに利用者本人の主治医、又は協力医療機関に連絡を取りその指示を仰ぐものとし、管理者及び、関係各機関に連絡報告をする。

(訪問介護計画の作成等)

第10条 事業所は、管理者に対し、利用者の心身の状況、希望並びにその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に訪問介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った訪問介護計画を作成する。

2. 事業所利用者に訪問介護計画に基づき、利用者の、日常生活を行うに必要な援助を行い利用者や家族に対し、サービスの提供方法について説明を行い同意を受ける。
3. 事業者は、居宅介護支援専門員との連携を密に行い指定介護サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。また、医療、保健、福祉の総合性を推進する。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第12条 提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

2. 事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
3. 事業者は、提供した指定訪問介護に関し、規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は、当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
4. 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
5. 事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6. 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生の対応)

第13条 事業者は利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
3. 利用者に対する訪問介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
4. 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 事業所は事業所において感染症（及び食中毒）が発症し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - 一 事業所における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二 事業所における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
  - 三 事業所において、従業者に対し、感染症（及び食中毒）の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドランス等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

2. 事業者は、個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。
3. 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(記録の整備)

第16条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2. 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 一 訪問介護計画
- 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 市町村への通知に係る記録
- 四 苦情の内容等の記録
- 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(虐待の防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用してできるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止の為の指針を整備する。
- 三 訪問介護員等に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第18条 非常災害が発生した場合、避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2. 事業所は、防災管理についての責任者を定め、非常災害に関する火災、地震、津波、火山災害に対する非常災害計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難・救出等訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年12回

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、利用者に提示するよう指導する。
5. 事業所は、訪問介護員等の健康保持、衛生管理等、その他必要な管理を行う。
6. 事業所は、適切な指定訪問介護（指定予防訪問介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
7. この規程に定めるもののほか、事業の実施に重要な事項は、社会福祉法人恵心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成16年11月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年11月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和元年11月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。